

市民活動支援事業補助金の概要

補助制度の概要	
名 称	上野原市市民活動支援事業補助金
目 的	市民と行政による協働のまちづくりを進め、地域課題の解決や地域活性化、地域の人材づくりに繋げるため、市民が主体的に取り組む市民活動に対する支援を行う。
概 要	次の要件を満たした市民活動に対し、補助金を交付する。

補助金の交付要件	
補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ①公益的な活動を行っている、又は行おうとしている団体であること。 ②市内に主な活動場所を有し、構成員が5人以上であること。 ③構成員の過半数が市民であること。 ④政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていないこと。
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ①「特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)」第2条第1項及び別表で規定する特定非営利活動のうち、地域課題の解決や地域活性化に資する事業 ※「特定非営利活動促進法」で規定する特定非営利活動とは、不特定かつ多数のもの の利益の増進に寄与することを目的とするもの ②市内で実施するもの ③団体が自主的に行う活動であること ④補助金交付決定後に行い、令和9年2月28日までに終了すること
対象外事業	<ul style="list-style-type: none"> ①特定の個人や団体のみ利益や営利を目的とした事業 ②政治活動、宗教活動及び選挙活動に関わる事業 ③地域の祭りや特定の個人、団体のみ交流行事・親睦会等のイベント ④暴力団や暴力団員と関係するもの ⑤公序良俗に反するもの ⑥市長が適当でないとする事業
対象経費	補助対象事業の実施に直接要する経費
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ①団体の経常的な活動経費 ②団体が経常的に使用する備品の購入費 ③団体構成員に対する謝礼等の人件費 ④飲食費 ⑤他の補助金・交付金の対象となっている経費 ⑥補助対象事業費の再委託費(ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない)
補助額	次の①又は②の いずれか低い額 (ただし、予算の範囲内) ①補助対象経費の 8割の額 ②事業費総額から事業の実施に伴って生じる収入を差し引いた額
限度額	10～20万円 ※同一団体で同一事業については同一年度1回、計 3回まで ※申請回数によって限度額は異なります。 (1年目： 20万円 、2年目： 15万円 、3年目： 10万円)
申請期間	令和8年4月1日(水)～4月17日(金)
その他	事業の決定及び補助金額は、ヒアリング等を実施して行う。